

加賀市版 RE100 推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「加賀市版 RE100 推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、加賀市（以下「市」という。）における再生可能エネルギーを活用した脱炭素社会の実現及び地域内経済循環による地域経済の活性化を目指し、再生可能エネルギーの推進に関して、市内の団体及び企業や個人並びに市その他行政機関が一体となって取り組んでいくことにより、活力にあふれ、創造性豊かで、持続可能なまちの実現に資することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、加賀市における脱炭素社会と地域内経済循環の構築の推進に関し、次に掲げることに連携して取り組むことを役割とする。

- (1) 前条の目的に賛同する会員が相互に情報の交換や共有を行うこと。
- (2) 市内における再生可能エネルギーの活用に関すること。
- (3) 市民への普及、啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会員により組織する。

- 2 協議会に、専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、加賀市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がなる。
- 3 会長は、必要に応じて意見を求めるために、会議にオブザーバーを入れることができる。

(理事会)

第7条 第3条に定める役割に係る必要な調整その他協議会の運営を円滑に行うため、協議会に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長及び会員の中から会長が指名する者で構成する。
- 3 理事会に、専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。
- 4 理事会は、必要に応じて意見を求めるために、会議にオブザーバーを入れることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、市の政策推進担当課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年10月3日から施行する。

暴力団等排除に関する特約条項

協議会は、会員が以下に該当するときは、退会させることができる。

会員（会員が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。